

令和8年1月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年1月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社とらバス (法人番号 : 8380002015612) 代表者 寺岡 忠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県熊谷市佐谷田字伊勢前3565 (千葉営業所) 千葉県印西市高花1丁目第6街区第8号棟第503号室
(4) 行政処分等の内容	事業の停止 30日間 (事業停止期間: 令和8年2月4日～令和8年3月5日)
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第4項
(6) 違反行為の概要	令和6年2月26日、令和6年11月1日及び令和7年3月18日ほかに監査の通知を行ったところ、1件の違反が認められた。(1)検査忌避(道路運送法第94条第4項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 30点 当該事業者の累積点数 37点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)